

『ひとりでも働く職場に労働保険』

11月は、労働保険未手続事業一掃強化期間です！

労働保険は、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、政府が直接管理運営している強制的な保険です。

労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業について加入が義務づけられておりますが、小規模零細事業を中心に、なお相当数の未手続事業が残されています。これら未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であり、これまでも重点施策の一つとして取り組んできましたが、より一層の取組が必要とされる状況にあります。

このため、厚生労働省では、未手続事業解消の一環として、今年度も11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め「未手続事業の一掃」を主要課題として全国的に集中して広報活動を展開し、もって労働保険制度のより一層のご理解をいただくこととしました。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所（ハローワーク）で加入手続をしてください。